

平成 20 年 2 月 7 日

各位

昭 和 電 工 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 高橋 恭平
(コード番号 4004 東証第1部)
問合せ先 執行役員 IR・広報室長
佐藤 勝信
TEL . 03 - 5470 - 3235

当社株券等の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株券等（その内容については下記第 2 第 1 項(1)において定義しています）の大規模買付行為等（その内容については下記第 2 第 1 項(1)において定義しています。以下同じとします）に関する具体的な対応方針（以下、「本対応方針」といいます）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本対応方針については、その導入にあたって株主の皆様のご意思を反映させるため、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）において、第 1 第 4 項(4)ア記載の定款変更案および第 1 第 4 項(4)イ記載の本対応方針に関する議案が可決されることを条件として効力が生ずるものとします。

なお、現時点において、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

第 1 本対応方針導入の目的

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要となる十分な時間が与えられた上での、当社株式を保有する株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の

取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社においては、以下のような取り組みにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(1) 当社グループ経営理念

当社グループは、社会的に有用かつ安全でお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としてその責任を果たし、その健全な発展に貢献します。

(2) 「社会貢献企業」の実現

当社グループは、製品、事業を通じて企業価値を高め、株主の皆様、お客様を始め、全てのステークホルダーの皆様にご信頼をいただき評価される「社会貢献企業」の実現を目指しております。

当社グループは、日本で初めてアルミニウムの商業生産を開始し、また国産法による硫酸肥料生産に成功するなど、創業当時より時代を切り開くパイオニア企業として、社会に有益な技術や製品を供給してまいりました。

当社グループは、蓄積してきた有機化学、無機化学、アルミニウム加工等の技術を深化・融合させ、個性的で競争優位性を持つ技術や製品を開発し続けており、これらの技術・製品は市場から高い評価を頂いております。

このような個性派製品を数多く創出するためには、広範なコア技術を活用・深化させるための高度な専門性と創業以来培われてきた開拓者精神に溢れる人材が不可欠です。当社は、従業員との間で築き上げてきた信頼関係の下、こうした人材の育成・確保と技術の深化に努めております。

(3) 当社グループのCSR

当社グループは、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築きあげていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上とリスク管理の強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりの深化を経営の重要課題と認識しております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定および業務執行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、地域との対話等に取り組んでおります。

また、取り扱う化学物質について、当社グループではレスポンシブル・ケア活動を通じて、製品の開発から製造、物流、使用、廃棄に至る全ライフサイクルで環境・安全・健康に配慮し、信頼される製品およびサービスを提供することを追求しております。

これらの活動を通じて、当社グループは、環境・社会・経済の3つの側面に十分配慮し、公正で誠実な事業活動を行い、社会の持続可能な成長・発展に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しております。

(4) 「プロジェクト・パッション（連結中期経営計画）」

当社グループは、これまでに蓄積された技術、ノウハウ、人材を生かして個性的な製品や事業を生み出すとともに、「社会貢献企業」の実現に向けて、平成18年から平成20年までの3カ年の連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を推進しております。

「長期的・持続的成長への基盤確立」を最重要テーマと位置づけ、「個性派企業」と「技術立社」を基本コンセプトとして、新規成長事業の育成加速、利益の持続的拡大、財務体質の強化に取り組んでおります。

「プロジェクト・パッション」においては、事業ポートフォリオを、“成長ドライバー”と次世代を担う“育成事業”からなる「成長事業」、安定的な資金と利益源として強化すべき「基盤事業」に区分し、それぞれの強化に努めております。特に「成長事業」の拡充・強化に経営資源を集中的に投下し、持続的な成長の実現を目指しております。

具体的には、ハードディスク、半導体プロセス材料を、成長をけん引する“成長ドライバー”、超高輝度LEDなどを、集中的な研究開発とマーケティング強化により次世代の成長を担う“育成事業”と位置づけております。また、石油化学、無機、アルミニウム等は、基盤事業として成長事業群の拡大を支える役割を担っております。

当社グループは、今後とも、こうした「連結中期経営計画」への取り組みを通じて個性的な製品・技術を創造し続け、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

3. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記第 1 項に述べた基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

すなわち、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であるとの判断に至りました。そこで、当社取締役会は、上記第 1 項に述べた基本方針に照らして不適切であると認められる者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの 1 つとして本対応方針を導入することといたします。なお、本定時株主総会において定款変更および本対応方針に関する議案を決議することにより、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置など法令上取締役会または株主総会が元来有している権限の行使が制限されるものではありません。

現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

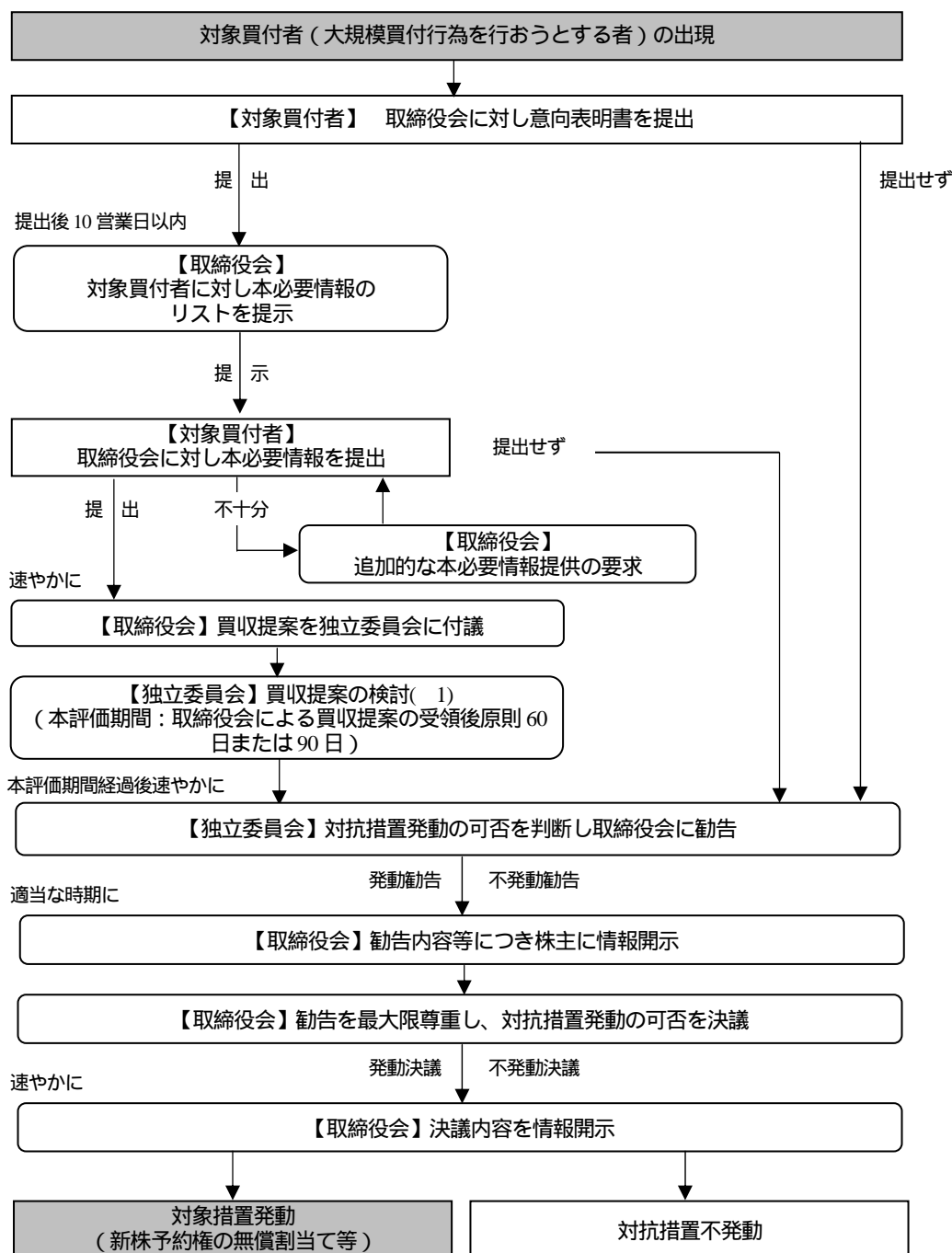
また、平成 19 年 12 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。

4. 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は第 2 に記載するとおりですが、手順のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ

対象買付者の出現～対抗措置発動



1 独立委員会は、取締役会に対して、取締役会による買収提案の受領後原則 60 日以内に一定の情報提供の要求ができる。

なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置として、法令上取締役会または株主総会が元来有している権限が別途行使される可能性はあります。

(1) 独立委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社の常設機関として、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者の中から選ばれた者がこれに就任いたします（本対応方針導入当初の独立委員会委員の候補者の略歴等については、別紙2に記載のとおりですのでご参照願います）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認した者を除きます。以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供するなど本対応方針に定める手続を遵守しなければならないこと、

提供された情報等に基づき独立委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、対象買付者から情報が提供されない場合または取締役会が対象買付者の提供した情報が不十分であると判断した場合にはかかる事情を前提に独立委員会により対抗措置の発動または不発動等に関する勧告がなされること、上記 または

の独立委員会による勧告を受けた当社取締役会が、当該勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動または不発動の検討を行うこと、当社取締役会によって対抗措置を発動しない旨の決議が行われた後でなければ、対象買付者は大規模買付行為等に着手することができないこと、上記の結果当社取締役会が、大規模買付行為等が当社の企業価値もしくは株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断した場合等には、一定の対抗措置の発動を決議すること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動する旨の決議を行う場合には、その決議に基づき、新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法による一定の日における全ての株主の皆様に対する新株予約権の

割当て（当該新株予約権の内容については下記第 2 第 3 項ご参照）、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の導入手続

本対応方針の導入については、株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会において以下の事項につき株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

ア 会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、別紙 3 記載のとおり、当社の株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設することを含めた定款変更議案を本定時株主総会に付議する予定です。

イ 上記ア記載の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第 17 条の規定に基づき、本定時株主総会における普通決議により、本対応方針の導入のご承認をお願いすることとしております。

第 2 本対応方針の内容

1. 本対応方針の手続

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」とは、以下の行為（但し、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます）をいいます。

ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含み、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします）の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が 20%以上となる買付けその他これに類似する行為（以下、「買付け等」といいます）（当社取締役会がこれに該当すると認めた場合を含みます）。

イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。以下本イ号において同じ）について、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する「公開買付け」をいいます。以下同じとします）後の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等

所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項）の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下同じとします）が 20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する意向表明書提出および本必要情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付行為等の着手または開始に先立ち、対象買付者に、対象買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます）、大規模買付行為等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性の程度等を含みます）ならびに大規模買付行為等の着手または開始に際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、違反した場合の補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の書面（以下、「意向表明書」といいます）を当社取締役会に対して提出していただきます。

その上で、対象買付者に、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）を記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者およびそのグループの概要ならびに大規模買付行為等の目的、方法および内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による意向表明書の提出後 10 営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。以下同じとします）以内に、本必要情報のリストを作成し、対象買付者に対し提示することとします。

なお、本必要情報の内容は、概ね以下の項目からなるものとします。

- ア 対象買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます）、経歴、沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取組状況、資本構成、財務内容等）
- イ 大規模買付行為等の目的、方法および内容（大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます）
- ウ 大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等にかか

る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠、現金以外の対価をもって大規模買付行為等を行う場合は対価の価額に関する情報等を含みます)

- エ 大規模買付行為等における当社株券等の取得資金の裏付け(大規模買付行為等の資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)
- オ 大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(当社株券等の追加取得または処分(上場廃止の予定の有無を含みます)、当社事業・資産等の売却・処分、当社を当事会社とする合併、分割または株式交換・移転および会社更生、清算等についての予定の有無を含みます)
- カ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社の利害関係者の処遇方針
- キ 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避する具体的方策
- ク 大規模買付行為等を実行するにあたって対象買付者において法令(外国の法令を含みます)に基づく行政庁その他公的機関の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とする場合には、かかる必要な手続および根拠法令(外国の法令にあつては当該法令の日本語訳を含みます)
- ケ その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認めた場合には、合理的な期限を定めた上で、対象買付者に対し追加的に書面による情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、対象買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、対象買付者が提出した意向表明書および本必要情報は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で株主の皆様に対して情報開示を行います。

(3) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書および本必要情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報をその作成・提供

のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、全ての本必要情報が記載されたと当社取締役会または独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為等に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます）を当社取締役会が受領した時から起算して 60 日を上限とします）に、提供するよう要求することがあります。

(4) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は意向表明書および買収提案を受領した場合、上記(3)にいう情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める本評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が相当と認める事項につき、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、原則として 60 日（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）または 90 日（左記以外の大規模買付行為等の場合）（但し、独立委員会が合理的に必要と認めた場合は、独立委員会の決議により延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理由およびその期間について、株主の皆様に対してお知らせいたします。以下、当該期間を「本評価期間」といいます）以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記第 3 項ご参照）を発動するかどうかに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値または株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から、買収提案の評価、検討を行い、大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会にかかる協議・交渉等の経緯および結果も踏まえて上記検討を行うものとします。

(5) 独立委員会による勧告

独立委員会は、本評価期間（独立委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含みます。以下同じとします）の経過後、速やかに、以下の基準に従って、対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記第 3 項ご参照）を発動すべきか

否かを判断し、当社取締役会に対し勧告をします。対象買付者は、当該独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等に着手することができないこととします。

ア 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案の検討の結果、買収提案が下記第 2 項に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれかに該当する場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

イ 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記第 2 項に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後において、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、その結果独立委員会が下記第 2 項に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、下記第 2 項に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 独立委員会による勧告の開示

当社取締役会は、独立委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容およびその判断の理由の概要ならびに取締役会または独立委員会が開示することが適切であると判断した事項について、取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆

様に対する情報開示を行います。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を採るか否かの決議または対抗措置発動の中止等を行うか否かの決議を速やかに行うものとし、当該取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

但し、当社取締役会が対抗措置発動の決議を行った後にこれを中止等することができる期限は、対抗措置発動日（対抗措置として新株予約権の無償割当ての方法を採った場合には新株予約権の割当基準日）から起算して5営業日前までとします。

2. 対抗措置の発動要件

(1) 本対応方針が遵守されなかった場合

対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む）であってもこれが不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合その他対象買付者が本対応方針に定める手続に違反した場合には、原則として、上記第2第1項(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記第3項に定める本新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます）を行います。

(2) 本対応方針に定める手続が遵守された場合

本対応方針に定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動は行われぬものとします。但し、本対応方針に定める手続が遵守されていた場合であっても、対象買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、そのような措置を採ることが相当と認められる場合は、上記第2第1項(7)に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を行います。

(a) 次に掲げる、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の

債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとは判断される場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとは判断される場合

- (b) 対象買付者の提案する当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収（最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます）など、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
- (c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の本源的価値に照らし不十分または不適当であると合理的に判断される場合
- (d) 当社および当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損ない、中長期的に、当社の企業価値または株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

3. 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことができるものとします。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙 4 に定めるとおりとします（以下、別紙 4 に定める内容の新株予約権を「本新株予約権」といいます）。

4. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成 19 年 12 月期（2007 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成 22 年 12 月期（2010 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の

時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者または当社の支配株式（株券等保有割合が 20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

5. 本対応方針の廃止および変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の実質的変更に至らない限度で、独立委員会の承認を得た上、本対応方針を変更・修正することができるものとしたしますが、かかる変更・修正を行った場合は、速やかにその情報を開示いたします。

第3 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮しており、上記第1第1項の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(2) 株主意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記第1第3項「本対応方針導入の目的」および上記第1第4項(4)「本対応方針の導入手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記第2第4項「本対応方針の有効期間」に記載したとおり、平成 22 年 12 月期（2010 年度）に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間としております。また、当社定款上取締役の任期は 1 年でありますので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記第2第5項「本対応方

針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2第5項「本対応方針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会の承認決議または当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社定款上取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

本対応方針の導入にあたっては、第1第4項(1)記載のとおり、当社取締役による恣意的判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されるために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者によって構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとします。

また、独立委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることとされており、

このように、独立委員会は、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様にも適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値または株主共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記第2第2項「対抗措置の発動要件」および第2第3項「対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記第2第1項(4)「独立委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現した場合には、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

第4 株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)ウに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)ウの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっ

ても本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主および投資家の皆様に必要となる手続

ア 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

イ 本新株予約権の割当ての手続

割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となり、申込みの手続は不要です。

ウ 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および、株主の皆様ご自身が別紙 4 (3)（本新株予約権の行使条件）アのないし に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとし、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、発行される株式1株当たり金1円以上で本新株

予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個当たり原則として 1 株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

エ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知しまたはこれに代えてその旨の公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付する手続を採ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙 4 (3)アの ないし に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証条項、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

大株主の状況（平成19年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	議決権比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	81,782	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	65,729	5.29
富国生命保険相互会社	54,800	4.41
第一生命保険相互会社	45,000	3.62
株式会社損害保険ジャパン	41,566	3.35
日本生命保険相互会社	35,299	2.84
株式会社みずほコーポレート銀行	30,173	2.43
明治安田生命保険相互会社	27,838	2.24
昭和電工従業員持株会	15,418	1.24
太陽生命保険株式会社	15,000	1.21

独立委員会委員の候補者およびその略歴（50音順）

糸田 省吾（いとだ しょうご）

昭和36年 4月 公正取引委員会 事務局入局
 昭和55年 7月 通商産業省産業政策局国際企業課長
 昭和62年 7月 公正取引委員会事務局官房審議官
 平成 2年 4月 同 事務局経済部長
 平成 4年 7月 同 事務局審査部長
 平成 5年 7月 同 事務局長
 平成 8年 7月 同 事務総長
 平成 9年 7月 同 委員
 平成14年 6月 同 委員退任
 平成14年 9月 東京経済大学現代法学部教授
 平成15年 6月 レンゴー株式会社社外監査役（現職）
 平成16年 3月 当社社外監査役（現職）
 平成19年 3月 東京経済大学現代法学部教授退任

岩井 英司（いわい ひでし）

昭和44年 7月 株式会社富士銀行入行
 平成 2年 7月 同 証券企画部詰参事役（富士インターナショナル・ファイナンス・ロンドン出向）
 平成 5年 2月 同 資本市場部長
 平成 7年 5月 同 兜町支店長
 平成 9年 5月 同 証券部長
 平成 9年 6月 同 取締役証券部長
 平成10年 4月 同 取締役金融プロダクト企画部長
 兼アセットマネジメント部長
 平成11年 6月 富士証券株式会社専務取締役
 平成12年10月 みずほ証券株式会社常務執行役員業務管理グループ長
 平成14年12月 同 理事
 平成15年 3月 株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）取締役
 平成18年 3月 当社社外監査役（現職）
 平成19年 3月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役退任
 平成19年12月 株式会社マツポー社外監査役（現職）

手塚 裕之(てづか ひろゆき)

昭和61年	4月	第一東京弁護士会登録 西村眞田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所
平成4年	9月	クリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン 法律事務所(ニューヨーク)勤務
平成5年	1月	ニューヨーク州弁護士登録
平成5年	6月	西村眞田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) パートナー弁護士として復帰(現職)
平成18年	1月	Inter-Pacific Bar Association、Committee Vice-Chairperson、 Dispute Resolution and Arbitration(現職)
平成19年	1月	国際法曹協会(IBA)、仲裁委員会(Arbitration Committee)、 Vice-Chair(現職)
平成19年	6月	ニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役(現職)
平成19年	9月	社団法人日本仲裁人協会理事(現職)
平成20年	3月	当社社外監査役就任予定

定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
(略)	
(新設)	<p>(大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役会決議により、<u>当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「対応方針」という。）の導入、変更または廃止を決定することができる。</u></p> <p>— <u>当社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第 17 条第 1 項に定める決議によるものとする。</u></p> <p>— <u>取締役会は、前項所定の対応方針に基づき、以下の事項その他取締役会が適切であると考える条件を付した、新株予約権の無償割当てまたは株主割当てを行うことができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>対応方針において定める者（以下「買収者等」という。）による権利行使は認められない旨の行使条件</u> 2. <u>当社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u> 3. <u>新株予約権者が買収者等に該当するか否かにより異なる対価で当社が当該新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項</u>
(略)	

本新株予約権の概要

本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容および数

下記 記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主（当社を除きます）に対し、その有する当社株式 1 株に対し本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償割当てします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は原則として当社普通株式 1 株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。割当期日以後、当社が株式の分割または併合を行う場合には、割当株式数は、当社取締役会が適当と判断する数に調整されるものとします。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式 1 株当たりの価額は金 1 円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権の行使条件

ア 特定大量保有者、上記の共同保有者、特定大量買付者、上記の特別関係者、上記ないしに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者または上記ないしに該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

- (ア) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (イ) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
- (ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する「公開買付者」をいいます）の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます）の株券等所有割合との合計とします。）が 20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (エ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。

イ 上記アにかかわらず、下記(ア)ないし(エ)のいずれかに該当する者は、特定大量保

有者または特定大量買付者に該当しないものとします。

- (7) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
- (4) 当社を支配する意図がなく上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (5) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
- (1) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（但し、上記ア ないし に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします）

ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、または(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合を含みます）には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在するものは、本新株予約権を行使することができません。

エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。

- (5) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

- (6) 本新株予約権の取得条項

ア 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権（但し、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

イ 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権（但し、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権に限る。）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき当社取締役会が定める新たな新株予約権その他の財産を交付することができるものとします。

ウ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (7) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

- (8) その他の事項

新株予約権の行使期間その他本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(9) 法令の改正等による修正

上記各項で引用する法令の規定は、平成 20 年 2 月 7 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。